

第2部 環境の現況と対策

第1章 人と自然との共生

第1節 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

1 すぐれた自然と身近な自然の保全

(1) 自然公園の保護管理

① 現況

(ア) 自然公園等の指定

優れた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

表2-1-1 自然公園一覧

(単位：ha)

公園名	面積							指定年月日
	特別保護地区	特別地域				普通地域	合計	
		第1種	第2種	第3種	計			
瀬戸内海国立公園		2	680	199	881	657	1,538	昭和25年5月18日
小計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸国定公園	92	64	1,491	2,088	3,643	5	3,740	昭和39年6月1日
(阿波大島海中公園地区)	(15.5)							昭和46年1月22日
(阿波竹ヶ島海中公園地区)	(9.9)							昭和47年10月16日
小計	92	1,304	4,709	13,610	19,623	2,201	21,916	
箬蔵県立自然公園						1,183	1,183	昭和42年1月1日
土柱高越県立自然公園						1,586	1,586	〃
大麻山県立自然公園						1,309	1,309	〃
東山溪県立自然公園						3,724	3,724	〃
中部山溪県立自然公園						5,681	5,681	〃
奥宮川内谷県立自然公園						1,325	1,325	〃
小計						14,808	14,808	
合計	92	1,306	5,389	13,809	20,504	17,666	38,262	

図2-1-1 公園区域

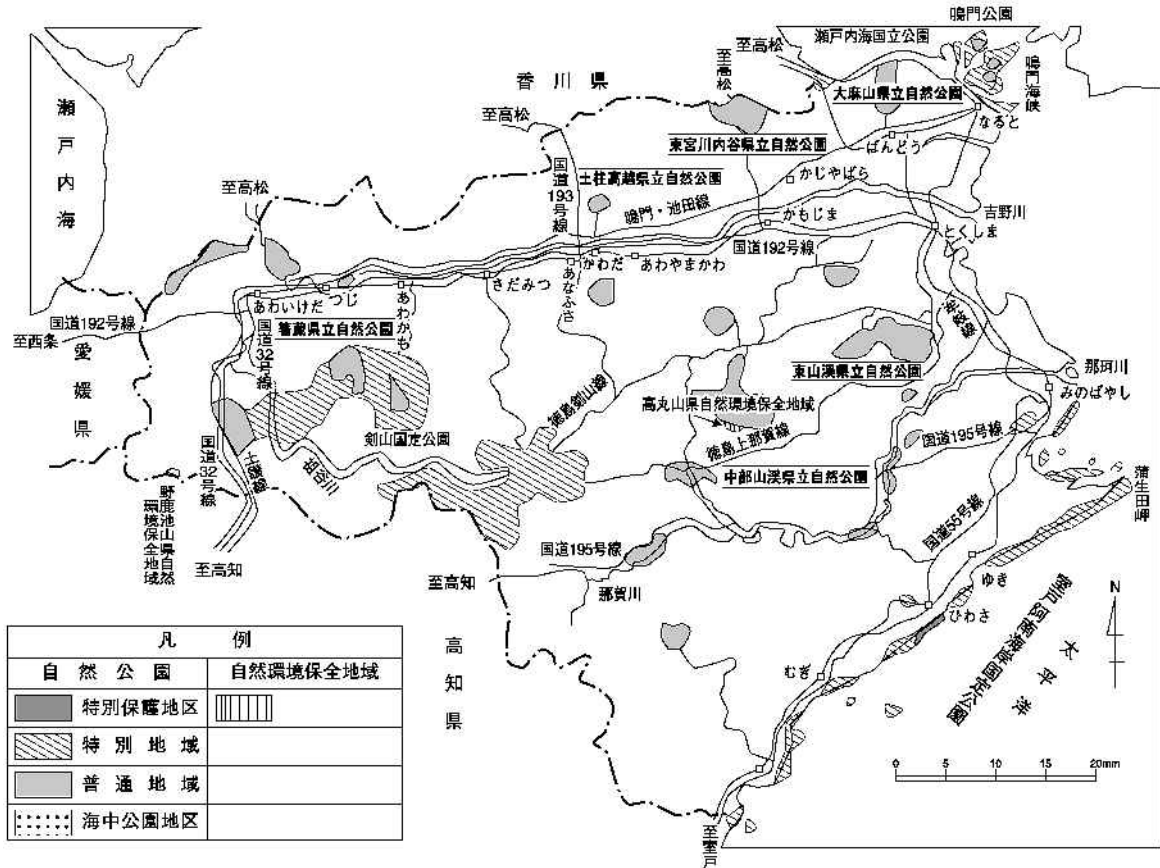


表2-1-2 自然環境保全地域

(単位：ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高 丸 山	20.5	8.5	29.0	昭和52年3月11日
野 鹿 池 山	2.0	8.0	10.0	昭和57年1月29日
合 計	22.5	16.5	39.0	

(イ) 公園計画の策定と再検討

公園計画とは、優れた自然の風景地である自然公園のそれぞれの特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、豊かな自然環境を保全するか、またどのように利用させるかについて定めるものであります。つまり、自然公園の保護又は利用のための規制又は施設整備に関する計画です。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

a 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討作業を終了し、公園計画が変更されました。

b 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。またその後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

c 室戸阿南海岸国定公園

平成9年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

d 県立自然公園

県下の6県立自然公園は、区域の指定のみであり、公園計画は策定されていません。

(ウ) 自然公園等の監視体制

a 自然公園監視員

自然公園等の適切な管理を行うため、昭和48年度から自然保護監視員を県下に配置し、各農林事務所長の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。

平成15年度における監視員の配置状況は表2-1-3のとおりです。

表2-1-3 自然保護監視員配置状況 (単位：人)

農林事務所	徳島	阿南	日和佐	川島	脇町	池田	合計
監視員配置数	14	11	10	8	12	13	68

b 自然公園巡視員

平成4年度から自然公園巡視員（1名）を置き、自然公園等の監視業務を行っています。

② 対策

(ア) 自然公園等における各種行為の規制

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えております。

規制の範囲は、自然公園区域内に指定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境省大臣、国定公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成15年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表2-1-4のとおりです

表2-1-4 自然公園内許可等件数 (単位：件)

事項別		自然公園別			計
		剣山国定公園	室戸阿南海岸 国定公園	県立自然公園	
特別地域許可	工作物の新改増築	8	28		36
	土石の採取	0	1		1
	木竹の伐採	1	2		3
	広告物の設置	0	1		1
	土地の形状変更	1	0		1
	指定地域への乗り入れ	0	1		1
普通地域届出	工作物の新改増築	0	0		0
特別地域内協議 普通地域内通知	工作物の新改増築	3	0		3
	広告物の設置	1	0		1
条例に基づく届出	土石の採取			3	3
計		14	33	3	50
公園事業認可・執行承認		0	0	0	0

(イ) 自然公園等における監視状況

平成15年度における自然公園監視員の監視日数は延べ2,348人・日となっています。

③ 今後の取り組みの方向性

(ア) 国立公園、国定公園の公園計画の策定と再検討

国立公園においては国が、国定公園については県が必要に応じて見直しを図ります。

(イ) 県立自然公園の公園計画の策定

- ① 特に保全すべき景観や生態学的に重要な自然がある。
- ② 指定時に比べて景観が著しく改変されている。
- ③ 地元市町村や地域住民及び利害関係者の理解と協力が得られる。

以上のことが満たされる公園については、公園計画の策定を図ってまいります。

(ウ) 自然公園等の監視体制

不法投棄や自然公園の利用者の増加に伴い、環境負荷の増大、マナーの低下等の問題が生じているとともに、平成15年4月から自然公園法が改正され、生物多様性の確保や規制の強化が図られました。

これらに対応し、貴重な自然環境を有している自然公園等の保全と適正な利用を図るために、県民との協働により監視体制の充実・強化を図ります。

(2) 身近な自然の保全

① 現況

(ア) ふるさと自然ネットワークの構築

自然との共生を県民が身近なところで感じ、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全・創出を県民協働で進め、ふるさとの多様な自然を将来世代へよりよい形で伝えることを目的に策定した「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、身近な自然環境の保全を支援しています。

(イ) 身近な地域環境改善活動の推進

身近な自然環境改善活動を地域住民が主役となり、行政や企業の3者が一緒になって行う活動について、その全県的な推進を図っています。

(ウ) 森林

本県は、森林が県土の75%に当たる313千ヘクタールを占める森林県であります。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められております。

森林の所有管理形態は、国有林が全体の6%で、残りは私有林や県・市町村有林などの民有林となっております。

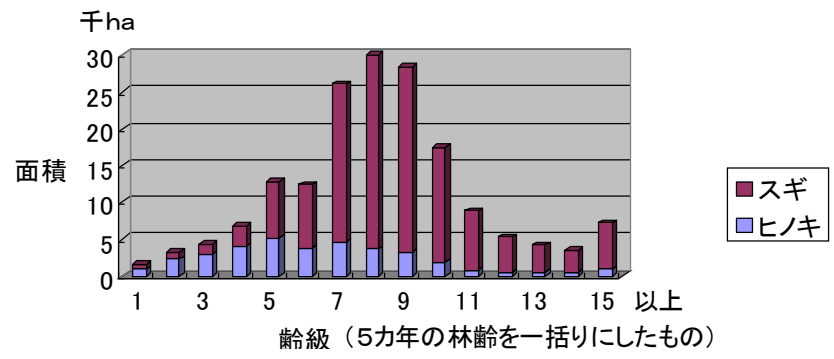
森林の特徴としては、古くから林業が盛んであることや戦後の荒廃した森林の復旧、旺盛な木材需要に対応することなどを目的として人工造林が進み、現在では民有林の63%がスギを中心とした人工林となっております。また、人工林は、戦後植林されたものが多く、加えて伐採林齢が高くなっていることで、間伐等の保育を必要とする45年生以下の人工林が全体の約8割を占めております。

表2-1-5 森林資源現況表

国有林	森林面積(h a)							森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千㎡)		
	民有林					その他	計		人工林	天然林	計
	人工林	人工林率 (%)	天然林	その他	計						
18,834	185,844	63	102,850	5,447	294,141	35	313,010	75	46,950	11,331	58,281

資料：林業振興課「森林資源現況表」

図2-1-2 スギ・ヒノキ人工林年齢構成（民有林）



② 対策

(ア) ふるさと自然ネットワークの構築

地域の多様な自然環境を活かしたビオトープの保全・創出を県民協働で進めるとともに、地域におけるビオトープの取り組みを効果的に進めるため、ビオトープ・アドバイザーの派遣及び、ビオトープ講演会を実施しました。

表2-1-6 平成15年度ビオトープ保全・創出事業

市町村	実施主体	種別
宍喰町	宍喰町	学校ビオトープ
美馬町	三頭ふれあいの森実行委員会	里山ビオトープ
土成町	阿波農業高校農業クラブ	学校ビオトープ

表2-1-7 平成15年度ビオトープ・アドバイザー派遣状況

年月日	場所	参加人数
平成15年 5月14日	美馬町 戴久保	10
平成15年 5月20日	美馬町 戴久保	31
平成15年 6月 1日	鳴門市 板東谷川	13
平成15年 7月 4日	石井町 藍畑小学校	40
平成15年 7月10日	土成町 阿波農業高等学校	20
平成15年 7月16日	池田町 池田小・中学校他	10
平成15年11月19日	上板町 高志小学校	7
計	7	131

(イ) 身近な地域環境改善活動の推進

身近な地域の自然環境改善活動を推進するため、地域活動の核となる自然環境ボランティアリーダーを養成する徳島自然共生塾を開講しました。

表2-1-8 平成15年度自然環境ボランティアリーダー養成

応募者 (人)			受講者 (人)			修了者 (人)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
39	29	68	31	25	56	28	19	47

(ウ) 森林

森林に対する県民の要請が多様化・高度化するなか、「環境の世紀」といわれる21世紀の始まりである平成13年度に、将来を見据えた本県の森づくりの理念となる「とくしま森林づくり構想」を策定しております。

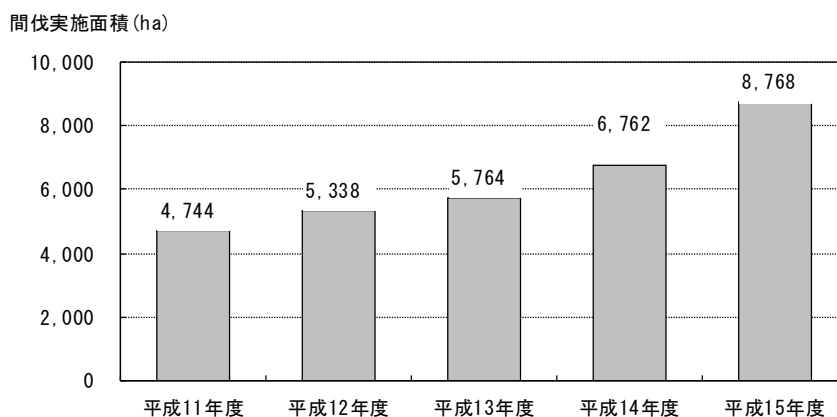
この構想に基づき、森林を最も重視する機能に応じて、「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの森林づくりの方向を示すとともに、県民と行政が一体となり、役割に応じて森林づくりに取り組み、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林への対策を進めています。

a 森林の整備

森林整備の目標や基本的な事項を定める地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の樹立及び推進指導を行うなど、森林計画制度の適切な運用により、健全な森林の維持・造成を図っております。

また、森林施業を計画的かつ効果的に進めるため、路網の整備や森林整備地域活動支援交付金制度などを活用し、間伐を中心に造林、保育等の森林整備を推進しております。

図2-1-3 間伐実施面積の推移



b 森林の保全

水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し、計画的な保安林整備を進めております。平成15年度末現在の保安林は、108,477haで、県下森林面積の約35%を占め、県土の保全に大きく寄与しております。

保安林以外の森林の開発を行う場合には、当該開発行為により周辺地域における土砂の流出等の災害または水害、あるいは水の確保などに支障が発生しないように、1haを超える開発行為については規制し、林地開発の適切な指導に努めています。

一方、森林病害虫の被害は松くい虫によるものが多く、その被害材積は昭和56年度の37,340m³をピークに減少傾向にあるものの、年間1,000m³から2,000m³程度で被害が推移しており、防潮、防風、風致などの機能を持つ松林にあっては、その保全が強く求められております。

このため、関係市町村と連携し、薬剤の空中・地上散布、被害木駆除等の防除対策や樹種転換に加え、抵抗性松の植栽による松林の機能回復に取り組んでおります。

表2-1-9 保安林指定状況

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,998
	土砂流出防備保安林	377
	計	18,375
民有林	水源かん養保安林	74,494
	土砂流出防備保安林	13,155
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,273
	計	90,102
合計		108,477

表2-1-10 松くい虫の被害状況及び防除の推移

年度	11	12	13	14	15
被害状況(材積:m³)	935	1,323	1,930	2,187	2,191
空中散布(面積:ha)	39	39	39	30	30
地上散布(面積:ha)	40	40	41	36	31
被害木駆除(材積:m³)	466	648	911	785	987

c 森林とのふれあいの場の提供

都市化の進展による生活環境の変化、日常生活における余暇時間の増大等により、森林をフィールドとしたレクリエーション活動や自然観察等が活発化しているのに加え、森林の香気を浴びて心身をリフレッシュさせる森林浴が浸透するなど、森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用が求められており、県下の休養林等は重要な役割を担っています。

表2-1-11 休養林等の概要

名称	所在地	面積(ha)	設定年月日	
剣山自然休養林	東祖谷山村	947.33	S46.12.1	
	一字村			
	木沢村			
県民の森	一字村	127.95	S42.5~S44.9	
生活環境保全	東龍王	徳島市	218.44	H3.4
		神山町		
	大川原	佐那河内村	52.00	S49.4
	婆羅尾	徳島市	26.20	S54.4
		勝浦町		
	大地	神山町	34.40	S59.4
	竜王山	美馬町	32.00	S63.4
	柴小屋	神山町	83.50	S62.4
	南川	鷲敷町	24.80	S62.4
	植桜	川島町	14.20	H1.4
	中尾山	木屋平村	58.60	H3.4
	船窪	山川町	26.70	H3.4
	金清	市場町	11.00	H4.4
	土柱	阿波町	11.10	H7.4
	風呂ノ塔	三加茂町	27.00	H10.4
龍蛇谷	土成町	166.66	H11.4	

資料：林業振興課「平成15年度みどりの要覧」

③ 今後の取り組みの方向性

「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、ビオトープネットワーク方針図にそったビオトープの保全・創出を支援するとともに、普及啓発を推進することにより、身近な地域の自然環境の保全を図っていきます。

また、県土の75%を占める森林は、県土の保全、水源のかん養、やすらぎの空間の提供など、環境財としてその効用は県全体に及んでおり、さらには、二酸化炭素の吸収源としてもその重要性はますます高まっております。

このため、間伐等による健全な森林を整備するとともに、保安林の指定などにより、森林の適切な保全・管理を図ります。また、県民が森林に親しむ機会の拡充・強化を図るなど、環境を重視した多様な森林づくりを推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 希少な野生生物の保護

① 現状

現状において本県に生息する野生生物種数としては、既存の資料等によると、植物では、維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）が約3,500種、高等菌類（キノコ）が600種余り、海藻が240種余り、動物では、脊椎動物が650種余り、無脊椎動物が5,000種余り確認されています。しかし、本県における野生生物種についての総合的な把握は十分ではなく、分布状況についてもよく分かっていないのが実状であり、各種のさらなる調査と分析・把握が必要です。

② 対策

絶滅のおそれのある野生生物の保護や、生物多様性の確保のための基礎資料とするため、本県では6年間の調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発刊しました。本書には、脊椎動物151種、無脊椎動物202種、維管束植物814種が掲載されています。

また、この「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成14年）と植物編（平成15年）に分けて発刊しました。

表2-1-12 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

分類群	カテゴリー	絶滅	絶滅危惧			準絶滅危惧	情報不足	地域 個体群	留意	計	対象種
			I類	II類	小計						
脊椎動物	哺乳類		2	1	3	5		1		9	40
	鳥類		16	24	40	32	2			74	328
	は虫類		1	3	4	4				8	17
	両生類		1	4	5	1				6	17
	淡水・汽水魚類	1	10	6	16	13	4		20	54	171
	小計	1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類	1	34	13	47	33	3	2	8	94	(*)4000
	その他の無脊椎動物		25	28	53	28	20		7	108	1366
	小計	1	59	41	100	61	23	2	15	202	5366
動物計		2	89	79	168	116	29	3	35	353	5939
維管束植物		30	533	156	689	19	73	3		814	(*)3500
合計		32	622	235	857	135	102	6	35	1167	9439

(*) 掲載種選定時点における概数である。

③ 今後の取り組みの方向性

環境省は、「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性保全地域計画ガイドライン」において、地方自治体の役割を示しています。

本県においても、生物多様性の確保を図り、生存基盤といわれる自然環境を良好な形で将来世代に継承するために、本県の状況に即した保全策の策定に向けた検討を進めていきます。

(2) 野生鳥獣の適正な保護管理

① 現況

本県は、328種の鳥類、42種の哺乳類が生息していますが、近年土地の高度利用等により生息環境が変化し、ツキノワグマ等多くの種が減少傾向にあると考えられます。一方で、ニホンジカ等一部の野生鳥獣の地域的な増加に伴い、中山間地域を中心とする農林業被害の拡大といった問題が顕在化しています。

② 対策

近年、私たちを取りまく自然環境、とりわけ野生鳥獣に対する社会的関心は高まりつつあります。また、シカ等の特定種の著しい増加やクマ等の減少は自然環境の悪化の指標ともいわれており、野生鳥獣の適正な保護管理が強く求められています。

本県としても野生鳥獣の生息環境の変化に対応し、長期的視点に立った計画的鳥獣保護施策を推進するため、第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成18年度）に基づき鳥獣保護事業を実施しています。

(ア) 鳥獣保護区及び同特別保護地区の設（指）定

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%に当たる56箇所23,796haを鳥獣保護区（国設を含む）として設定し、その保護を図っています。

また、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、23箇所2,873haを特別保護地区（国指定を含む）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制してその保全を図っています。

表2-1-13 平成15年度県設鳥獣保護区設定状況

事由	設定目的	名称	所在地	面積 ha		存続期間
				保護区	特別地区	
新設	身近な鳥獣生息地	板野町東部	板野町	137		H15.11.1~H25.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	妙見山	鳴門市	170		〃
更新	集団渡来地	伊島	阿南市	455	160	〃
更新	森林鳥獣生息地	南阿波サンライン	日和佐町	295		〃
更新	集団繁殖地	牟岐大島	牟岐町	170		〃
		5箇所		1,227	160	

表2-1-14 鳥獣保護区、同特別保護地区の設（指）定状況（平成15年度末現在）

区分		県設鳥獣保護区 設定実績	同特別保護地区 指定実績	備考
森林鳥獣 生息地	個所数	30	15	他に大規模生息地の保護区として、国設剣山系鳥獣保護区があります。 8,330ha（うち特別保護地区995ha）
	面積	9,985ha	1,306ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	674ha	160ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	21	6	
	面積	4,637ha	412ha	
計	個所数	55	22	
	面積	15,466ha	1,878ha	

(イ) 休猟区の設定

一定の地域において狩猟鳥獣が減少した場合は、必要により休猟区に設定しその増加を図っています。

表2-1-15 休猟区の設定状況

年 度	個所数	面積(h a)	備 考
13	7	7,381	存続期間3年
14	2	1,464	
15	8	6,945	
計	17	15,790	

(ウ) 銃猟禁止区域の設定

銃器を用いた狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を銃猟禁止区域に設定しています。この区域では銃器を使用しての狩猟が禁止されるため、鳥獣の保護にも寄与しています。

表2-1-16 銃猟禁止区域の設定状況

事由	個所数	面積(h a)	備考
設定	10	11,805	存続期間5年
累計	70	37,576	

(エ) 鉛散弾規制地域の設定

鳥獣が山野や水辺に残留した散弾を飲み込むことにより発生する鉛中毒を予防するため、阿南市橘湾の一部を橘湾鉛散弾規制地域(98ha)に設定しています。

(オ) 鳥獣生息調査等の実施

鳥獣保護施策を講ずる基礎資料とするため、鳥獣生息状況調査、特定鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等設定効果測定調査、キジ放鳥効果測定対策等を実施しています。

(カ) 狩猟免許等の交付状況

平成15年度における狩猟免許者数及び狩猟者登録者数は、表2-1-17のとおりです。

ただし、狩猟免許者数については、狩猟免許の有効期間が3年となっているため、3カ年の数値を記載しています。

表2-1-17 狩猟免許及び狩猟者登録状況

免許の種別	狩猟免許(更新者を含む)				狩猟者登録		
	13年度	14年度	15年度	累計	県内者	県外者	計
網・わな猟	110	194	690	994	687	22	709
第一種銃猟	109	98	1,614	1,821	1,792	230	2,022
第二種銃猟	2	9	111	122	94	3	97
計	221	301	2,415	2,937	2,573	255	2,828

(キ) 狩猟の適正化

狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護員(42人)その他関係機関の協力を得て取締及び指導を実施しています。また、狩猟者の資質の向上を図るため、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録等の機会をとらえて、法令の周知、マナーアップ等に努めています。

(ク) 鳥獣捕獲数の推移

昭和60年度以降の狩猟による鳥獣捕獲数の推移は、表2-1-18のとおりです。

表2-1-18 鳥獣捕獲数の推移

(単位:羽)

年 度	計	鳥 類															
		ゴ イ サ ギ	キ ジ	ヤ マ ド リ	ウ ズ ラ	コ ジ ユ ツ ケ イ	カ モ 類										
							小 計	オ ナ ガ ガ モ	コ ガ モ	ヨ シ ガ モ	マ ガ モ	カ ル ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン クロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ
60	46,115	202	2,356	2,751	349	3,854	7,956	94	2,453	241	2,872	1,535	683	24	10	21	15
61	36,076	162	1,938	1,601	207	2,470	7,259	54	2,000	126	3,125	1,353	526	41	2	5	10
62	37,677	117	2,190	1,336	182	2,217	6,439	61	1,781	152	2,539	1,332	533	14	1	4	10
63	29,302	85	2,129	1,073	238	1,908	7,180	76	1,873	89	3,108	1,398	611	29	9	6	1
元	27,819	114	2,818	1,499	329	2,016	5,678	32	1,280	87	2,372	1,388	473	25	9	2	5
2	22,091	225	1,988	880	86	1,611	6,074	41	1,758	113	2,187	1,391	546	21	2	3	3
3	29,174	54	2,182	803	90	1,796	8,074	60	2,037	168	3,116	1,649	963	51	10	8	7
4	27,586	51	2,275	1,094	89	1,780	7,316	155	1,743	220	3,089	1,250	776	36	6	5	31
5	20,032	35	1,834	582	70	1,297	7,231	83	1,791	160	2,840	1,405	880	46	6	9	0
6	25,616	32	1,687	858	64	1,086	6,059	21	1,613	98	2,436	1,246	616	15	7	0	7
7	15,614	60	1,315	376	61	665	6,026	33	1,362	151	2,398	1,329	715	14	3	6	10
8	26,507	25	1,858	1,137	49	852	6,374	25	1,631	39	2,531	1,365	753	19	10	0	0
9	16,444	16	1,444	390	37	604	5,445	23	1,157	102	2,317	1,102	662	43	21	2	12
10	21,829	27	1,228	445	47	566	5,235	14	1,259	98	1,810	1,060	912	36	29	2	14
11	13,017	3	1,024	411	40	302	3,417	8	555	18	1,790	674	361	8	3	0	0
12	12,650	5	790	282	4	245	3,240	12	415	22	2,037	420	300	19	12	0	3
13	8,773	2	670	191	4	169	2,852	5	439	10	1,456	638	301	0	3	0	0
14	13,511	0	628	454	15	176	2,519	0	252	6	1,602	481	165	13	0	0	0
15	7,802	1	592	195	9	120	2,828	4	419	10	1,704	525	153	2	11	0	0

年 度	鳥 類																	
	カ ビ ロ ウ ド キン ク ロ	モ ク ロ ガ モ	類 コ オ リ ガ モ	ウ ミ ア イ サ	バ ン	タ シ ギ	ヤ マ シ ギ	キ ジ バ ト	カ ラ ス 類				ス ズ メ 類			ム ク ド リ	ヒ ヨ ド リ	コ ウ ラ イ キ ジ
									小 計	ハ シ ブ ト ガ ラ ス	ハ シ ボ ン ガ ラ ス	ミ ヤ マ ガ ラ ス	小 計	ス ズ メ	ニ ユ ウ ナ イ ス ズ メ			
60	0	8	0	1	230	991	395	9,634	1,211	803	317	91	16,185	16,150	35	—	—	0
61	0	17	0	0	218	342	225	6,871	743	442	204	97	14,037	14,010	27	—	—	0
62	5	7	0	2	297	415	206	7,442	832	501	245	86	16,002	15,984	18	—	—	0
63	0	8	2	4	211	210	151	6,324	655	419	141	95	9,064	9,044	20	—	—	0
元	0	5	0	8	189	93	210	6,164	1,013	579	314	120	8,288	8,251	37	—	—	0
2	3	4	2	1	199	518	150	5,141	655	342	189	164	4,523	4,501	22	—	—	0
3	0	5	0	15	211	786	194	5,268	1,000	655	270	75	8,701	8,664	37	—	—	0
4	0	2	3	1	220	572	208	4,993	1,012	691	327	84	7,888	7,808	80	—	—	0
5	0	10	0	0	240	418	164	3,836	840	622	145	73	3,486	3,442	44	—	—	0
6	—	0	—	—	242	244	112	3,573	672	369	195	108	4,680	4,620	40	213	6,094	0
7	—	5	—	—	211	260	86	2,751	603	364	154	85	1,059	1,043	16	117	1,975	49
8	—	1	—	—	286	341	110	3,883	865	514	289	62	3,560	3,520	40	276	6,880	11
9	—	4	—	—	293	354	90	3,098	727	457	221	49	1,889	1,873	16	188	1,867	2
10	—	1	—	—	209	241	97	2,811	590	356	194	40	4,014	3,957	57	96	6,220	3
11	—	0	—	—	180	150	18	2,243	545	427	78	40	2,840	2,828	12	32	1,812	0
12	—	0	—	—	64	143	34	1,948	476	447	29	0	2,193	2,193	0	73	3,144	0
13	—	0	—	—	62	123	25	1,382	361	265	96	0	365	365	0	46	2,521	0
14	—	0	—	—	62	48	49	1,021	404	208	196	0	1,720	1,720	0	80	6,335	0
15	—	0	—	—	62	93	49	1,129	289	129	155	5	309	309	0	47	2,079	0

第2部
1章1節

(単位：頭)

年 度	計	獣 類																			
		ク マ	イ ノ シ シ	オ ス ジ カ	メ ス ジ カ	キ ツ ネ	タ ヌ キ	ア ナ グ マ	テ ン	ム サ サ ビ	リ ス	オ ス イ タ チ	ノ ウ サ ギ	ノ ネ コ	ノ イ ヌ	ヌ ト リ ア	ミ ン ク	ア ラ イ グ マ	シ マ リ ス	タ イ ワ ン リ ス	ハ ク ビ シ ン
60	4,629	0	833	244	—	1	111	9	40	43	37	32	3,139	11	129	0	—	—	—	—	—
61	5,747	0	768	288	—	2	144	15	52	18	19	194	4,099	22	126	0	—	—	—	—	—
62	4,621	0	1,015	268	—	3	85	12	12	26	19	25	3,009	24	123	0	—	—	—	—	—
63	3,936	0	916	262	—	2	230	7	35	19	13	18	2,325	21	88	0	—	—	—	—	—
元	5,064	0	1,460	427	—	2	321	18	59	12	13	285	2,305	48	114	0	—	—	—	—	—
2	4,311	0	1,095	549	—	2	127	35	25	13	8	19	2,354	3	81	0	—	—	—	—	—
3	4,633	0	1,410	531	—	0	300	10	40	7	14	37	2,155	26	103	0	—	—	—	—	—
4	5,049	0	1,146	488	—	—	376	12	70	12	2	151	2,716	5	71	0	—	—	—	—	—
5	4,233	0	1,223	615	—	—	224	19	36	13	3	38	1,977	7	78	0	—	—	—	—	—
6	4,081	—	1,224	813	—	—	209	28	35	—	—	111	1,548	6	70	2	0	1	0	0	34
7	3,903	—	1,391	761	—	—	183	16	20	—	—	92	1,325	1	73	0	0	0	0	0	11
8	4,356	—	1,902	688	—	—	284	31	51	—	—	88	1,147	10	106	0	0	0	2	0	47
9	3,536	—	1,469	641	—	—	215	10	30	—	—	70	984	8	54	0	0	0	1	0	54
10	4,381	—	2,288	836	—	—	292	30	26	—	—	100	709	2	43	1	0	0	0	0	54
11	3,901	—	2,303	944	—	—	109	0	18	—	—	18	467	1	22	0	0	0	0	0	11
12	3,338	—	1,931	835	—	—	187	2	7	—	—	30	334	2	17	0	0	0	0	0	20
13	4,588	—	2,987	954	213	—	85	6	2	—	—	2	334	0	1	0	0	0	0	0	4
14	5,030	—	3,286	942	266	—	153	6	7	—	—	1	323	0	35	0	0	0	0	0	11
15	4,766	—	3,227	909	274	—	116	0	1	—	—	1	223	0	5	0	0	0	0	0	10

(ケ) ニホンジカの保護管理

本県南部地域におけるニホンジカによる農林業被害を低減し、人とシカとの共存を図るため、平成13年9月、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（当時）に基づく特定鳥獣保護管理計画である「徳島県ニホンジカ保護管理計画」を樹立し、平成14年11月から科学的かつ計画的なニホンジカの保護管理を実施しています。

(コ) 捕獲禁止

本県では、狩猟鳥獣のうち、徳島県版レッドデータブックで準絶滅危惧に指定され、特に個体数が少ないと考えられるキツネを捕獲禁止にしています。

また、全国的にもメスキジ、メスマドリが、一部地域を除いてツキノワグマ、メスジカが捕獲禁止になっています。

なお、本県では、ニホンジカの適正な保護管理を図るため、平成13年度の猟期から勝浦郡、阿南市、那賀郡（那賀川町、羽ノ浦町を除く。）、海部郡に限ってメスジカの捕獲禁止を解除しています。

(サ) 有害鳥獣捕獲事業

農林水産物に被害を与えている鳥獣に対しては、徳島県鳥獣捕獲許可事務実施要領に基づき、猟友会の協力を得て、被害を最小限にとどめるように各市町村において駆除を実施し、農林水産業の振興に寄与しています。

③ 今後の取り組みの方向性

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣及びその生息環境の保全・整備を図り、狩猟や鳥獣捕獲許可の適正な運用を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものです。鳥獣保護の事業を進めるには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係機関やNGOとの連携を強めつつ人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発を進めながら、適正な事業推進を行います。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの場の確保

県民の自然とのふれあいへの感心は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増しておりますが、自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっております。

① 現況

(ア) 自然公園の施設

駐車場、公衆トイレなどの施設を中心に、自然公園を快適に利用できるような利便性を追求した施設を整備しています。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の施設

「四国のみち」は、公道、遍路道などを利用して、自然に親しみながら四国を一周することができるように整備した全長1545.6km、123コース（内、徳島県318.5km、24コース）の長距離自然歩道です。標識、四阿などの施設を中心に、自然歩道を安全に利用できるような整備しています。また、自然歩道を楽しんでいただくためのパンフレットを無料で配布しています。

(ウ) 野鳥の森

野鳥の生態観察を通じて野鳥に関する知識を深め、野生鳥獣保護思想の高揚を図るため、誰もが野鳥と身近に接することのできる場として、野鳥の森（名西郡石井町21ha）を整備しています

② 対策

平成15年度における利用施設の整備は次のとおりです。

(ア) 公共事業

国定公園の公園計画に基づき、剣山国定公園の利用施設の整備を、環境省の補助事業である自然公園等整備事業により実施しました。（表2-1-19）

表2-1-19 平成15年度自然公園等整備事業

公園名	事業概要	事業費(千円)
剣山国定公園	剣山縦走線歩道整備、標識整備	80,000
室戸阿南海岸国定公園	竹ヶ島海中公園自然再生推進計画調査	30,000
計		110,000

(イ) 県費補助事業

自然環境保全施設整備事業は、自然公園及びこれに準ずる地域における自然環境の保全を図りその適正な利用を促進するとともに、四国いやしのみちづくりを推進するために、市町村等が行う環境保全、施設の整備に要する経費に対し、事業費の2分の1以内の補助金の交付をするものです。（表2-1-20）

表2-1-20 平成15年度自然環境保全施設整備事業

番号	補助対象市町村	補助額(千円)	施設内容
1	由岐町	2,520	公衆トイレ改築
2	阿波町	8,877	土柱公園遊歩道整備工事
3	東祖谷山村	5,000	公衆トイレ設置
4	阿南市	125	弁天島植生保全
5	由岐町	478	案内板設置
	計	17,000	

③ 今後の取り組みの方向性

(ア) 自然公園の施設整備

将来の利用促進と環境保全を柱にしていた施設整備はもちろんのこと、利用者の安全確保や身障者や高齢者にも配慮した施設の整備を進めるとともに、環境保全そのものを目的とした事業も実施します。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の整備

老朽化している施設を適切に維持管理するとともに、利用者が快適で安全に通行できる必要最小限の施設整備を実施します。

(2) 自然とのふれあい活動の推進

① 現況

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

佐那河内村に設置されている県立佐那河内いきものふれあいの里は、ネイチャーセンターのあるセンターゾーンと6つの自然観察スポット及びキャンプ場で構成されており、野鳥や植物などの自然観察や様々な自然体験学習の機会を県民に提供し、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発活動を推進しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然環境保全に対する県民意識の高揚を目的としたボランティア参加による自然環境協力員への登録を行った県民を中心に、ネイチャースクール（研修会）や身近な自然一斉調査への参加を呼びかけ、自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を行い、自然とのふれあいを推進しています。

(ウ) 愛鳥週間

愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）は、自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を育むために設けられたものです。県では関係団体の協力の下、様々な催しを実施しています。

② 対策

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

ネイチャーセンターに植物、野鳥、小動物などのそれぞれを専門とする3名の自然観察指導員を常駐させ、大川原地域の豊かな自然環境を利用した自然観察会などを開催するとともに、各施設における案内や自然観察の指導を行い、自然とのふれあい活動を実施しています。

表2-1-21 自然観察会参加者数（平成15年度前期）

開催日(曜日)	観察会(テーマ)	参加人数
4/13(日)	小さな観察会(シカを探して野山を歩こう)	41
4/20(日)	山菜を味わおう	18
4/23(水)	「春の妖精」カタクリを見てみよう	32
4/26(土)	高原を歩いて俳句を詠もう	25
4/27(日)	探鳥会(オオルリを見に行こう)	38
4/29(火)	高原を歩いて俳句を詠もう	14
4/30(水)	探鳥会(オオルリを見に行こう)	雨天中止
5/ 3(土)	春の植物を観察しよう	15
5/ 4(日)	ネイチャーフォト撮影講座	4
5/16(金)	ツツジと野草の観察会	10
5/18(日)	小さな観察会(においを出す昆虫を探そう)	21
5/25(日)	探鳥会(キビタキを見よう)	11
5/27(火)	探鳥会(キビタキを見よう)	6
6/ 1(日)	探鳥会(ヤブサメを探してみよう)	7
6/ 3(火)	探鳥会(ヤブサメを探してみよう)	5
6/ 6(金)	初夏の植物観察会	16
6/ 8(日)	米作り体験(田植え・いきもの観察)	26
6/22(日)	初夏の植物観察会	21
6/29(日)	小さな観察会(野ネズミを見つけてみよう)	17
7/ 6(日)	米作り体験(草取り・いきもの観察)	25
7/13(日)	探鳥会(水辺の鳥たち)	17
7/15(火)	探鳥会(水辺の鳥たち)	13
7/20(日)	植物標本を作ってみよう	10
7/21(月)	小さな観察会(木に集まる昆虫を探そう)	36
7/24(木)	植物標本を作ってみよう	13
7/27(日)	小さな観察会(アニマルハウスを作ろう)	22
8/ 3(日)	探鳥会(落ちた羽毛を集めてみよう)	30
8/ 6(水)	探鳥会(小鳥の巣箱を作ってみよう)	13
8/10(日)	米作り体験(田んぼの中の昆虫観察)	21
8/17(日)	押し花工作・キーホルダーなどを作ってみよう	18
8/23(土)	標本にした植物や昆虫の名前を調べてみよう	21
8/24(日)	小さな観察会(野ネズミを観察してみよう)	19
8/31(日)	夏の終わりの植物を観察してみよう	19
9/ 7(日)	小さな観察会(森の中の小動物を探そう)	18
9/13(土)	秋の七草を探してみよう	4
9/14(日)	米作り体験(かかし作り)	22
9/15(月)	秋の七草を探してみよう	33
9/23(火)	キノコと野草の観察会	12
9/27(土)	探鳥会(バンディング講習会)	15
9/28(日)	探鳥会(バンディング講習会)	9
前期合計	40回	717

表2-1-22 自然観察会参加者数（平成15年度後期）

開催日(曜日)	観察会(テーマ)	参加人数
10/ 1(水)	探鳥会(野鳥を見ながら四国の道を歩こう)	5
10/ 3(金)	探鳥会(野鳥を見ながら四国の道を歩こう)	7
10/ 5(日)	秋の素材でリース作りをしてみよう	11
10/15(水)	秋の高原でスケッチを楽しもう	20
10/18(土)	小さな観察会(昆虫の幼虫を育てよう)	30
10/19(日)	稲刈りをしよう	24
10/24(金)	晩秋の高原ハイキング	12
10/26(日)	シダ植物を見て進化を考えよう	9
11/ 1(土)	わら細工をしよう	14
11/ 2(日)	小さな観察会(佐那河内の地質をみよう)	雨天中止
11/ 7(金)	紅葉と落ち葉の観察会	4
11/ 9(日)	紅葉と落ち葉の観察会	2
11/16(日)	木や草の実の観察会	7
11/23(日)	押し花を使ったカレンダー作り	19
11/24(月)	探鳥会(野鳥の古い巣を見つけてみよう)	11
11/26(水)	探鳥会(野鳥の古い巣を見つけてみよう)	29
12/ 7(日)	探鳥会(冬鳥の観察会)	15
12/ 9(火)	探鳥会(冬鳥の観察会)	10
12/14(日)	クリスマス用のリースを作ろう	34
12/20(土)	お正月用のリースを作ろう	40
12/21(日)	小さな観察会(動物の食べ跡を見つけよう)	路面凍結のため中止
1/11(日)	真冬の森の観察会	13
1/12(月)	探鳥会(赤い小鳥たち)	24
1/14(水)	探鳥会(赤い小鳥たち)	14
1/18(日)	真冬の森の観察会	路面凍結のため中止
1/25(日)	三角点のある山に登ってみよう	28
2/21(土)	探鳥会(クマタカをみよう)	9
2/22(日)	小さな観察会(動物の足跡を探してみよう)	19
2/24(火)	探鳥会(クマタカをみよう)	11
3/ 2(火)	探鳥会(小鳥の巣箱をかけてみよう)	8
3/ 7(日)	探鳥会(小鳥の巣箱をかけてみよう)	積雪のため中止
3/21(日)	小さな観察会(シカの角を探しに行こう)	50
後期合計	32回	479
15年度合計	72回	1,196

(イ) 自然環境協力員の育成

自然とふれあい自然を感じるために、少し専門的な知識を学ぶ場としてネイチャースクールを開催するとともに、県内のほぼ全ての砂浜において、ボランティアの自然環境協力員によるアカウミガメ上陸産卵調査を実施しています。

表2-1-23 ネイチャースクール開催状況（平成15年度）

年 月 日	開催場所	開催テーマ	参加人数
平成15年5月11日(日)	佐那河内村	棚田ビオトープの復元	雨天中止
平成15年5月17日(土) ～18(日)	徳島市	吉野川河口干潟の生態系と渡り鳥について学ぶ	21
平成15年6月14日(土)	日和佐町	アカウミガメの上陸調査の実習	27
平成15年7月13日(日)	徳島市	吉野川河口干潟に棲む生き物調査	20
平成15年8月10日(日)	佐那河内村	棚田ビオトープの調査	増水のため 中止
平成15年10月25日(土)	阿南市	アカウミガメ上陸・産卵状況調査報告会兼講演会	33
平成16年2月8日(日)	徳島市	傷病野生鳥獣の救護及び保護飼養について	46
計	5回(2回中止)		147

(ウ) 愛鳥週間

鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間行事として、次のような多彩な催しを行っています。

a 探鳥会

平成15年5月10日(土)、11日(日)にわたり県下13ヶ所で日本野鳥の会・徳島県支部と共催して実施。

b 平成16年度用愛鳥週間ポスター原画募集

応募数 97校 547点 知事賞 9点 入選 35点

c 平成15年度愛鳥週間ポスター原画展

徳島市沖浜2丁目16 徳島市生涯福祉センター(ふれあい健康館)

d 野鳥の違法捕獲等の取締り

各農林事務所ごとに警察署、鳥獣保護員と合同で実施

③ 今後の取り組みの方向性

自然とのふれあいを推進するためには、県民一人ひとりが自然に対する正しい理解と認識を持ち、自然とのふれあい活動に取り組むことが求められています。このことから、様々な自然体験の場を提供するとともに、自然環境に対する多くの学習機会を創出し、自然とのふれあい活動を推進していきます。